第六条の二十第一項	法第十八条の十三第一項前段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項前段
第六条の二十第二項	法第十八条の十三第一項後段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項後段
第六条の二十一	法第十八条の十三第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項
第六条の二十二	令第八条	特区法施行令第九条において準用する令第八条
第六条の二十三第一項	法第十八条の十四前段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十四前段
第六条の二十三第二項	法第十八条の十四後段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十四後段
第六条の二十六第一項	法第十八条の九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の九第一項
第六条の二十八	令第十一条	特区法施行令第九条において準用する令第十一条
第六条の二十九	令第十一条	特区法施行令第九条において準用する令第十一条
	令第十二条	特区法施行令第八条
	令第十四条	特区法施行令第九条において準用する令第十四条
第六条の三十	法第十八条の十八第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十八第一項
第六条の三十第三号	法第十八条の六各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた	特区法第十二条の五第五項の規定により国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなつた